

平成24年 第4回定例会

1 議事日程

12月11日（火曜日）午前10時開会

第2号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名 番 番
2		一般質問 1 森本真隆 議員－土幌町公式ホームページについて 2 清水秀雄 議員－TPP（環太平洋経済連携協定）参加反対について 3 大西米明 議員－障がい者の雇用について 4 飯島 勝 議員－指導者養成の取組について 5 細井文次 議員－BSE（牛海綿状脳症）の検査緩和について 6 和田鶴三 議員－水道料金の算定について

2出席議員（11名）

	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（1名）

1番 秋間 紘一

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	佐藤 宣光		

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘
建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	植田 廣幸
教育委員会参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
給食センター所長	鈴木 典人		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	道端 雄伸
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	柳谷 善弘	総務係長	仲山 美津子
------	-------	------	--------

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は11名であります。 なお、秋間紘一議員は病気療養のため欠席の届け出があります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名 を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、 飯島勝議員及び3番、森本真隆議員を指名いたします。
2		日程第2、一般質問 を行います。 それでは、順次発言を許します。 質問順位1番、森本真隆議員、土幌町公式ホームページについて町長に質問を行います。
	森本議員	おはようございます。本日、最初の質問に立たせていただきます。 若干鼻声でありまして、聞き取りにくい部分あるかと思いますが、 できる限りゆっくりはつきりとした発言をさせていただきますので、 よろしくお願いいたします。 それでは、町長に対して質問をさせていただきます。土幌町公式ホームページについて。インターネット上の町の玄関とも言える公式ホームページがリニューアルされてから7カ月、実際は約9カ月であろうかと思いますが、経過しようとしております。これまでの成果や課題をどのように分析し、今後どのような展開をしていくのか、町長の所見を伺いたいと思います。
	加納議長	町長、答弁をお願いいたします。登壇願います。
	小林町長	それでは、森本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思 います。 本町の公式ホームページについては、平成9年の6月13日よりサー ビスを開始したところでありすけれども、平成15年度には一部更新 し、平成23年の2月まで運用をしてきたところでありす。開設時ま

たは更新時においては、利用者のニーズにかなった情報を提供しておりましたが、近年では情報量とその内容は必ずしも利用者のニーズに
応えているとは言いがたいという状況であったところであります。以
上のことから、開町90周年となる平成23年度において全面更新の作業
に着手し、平成24年3月1日から新たな公式ホームページのサービス
を開始しているところであります。全面更新をするに当たっては、旧
ホームページに掲載していた情報の整理、それから不足情報の追加、
幅広い利用者層への対応としての操作性だとか、あるいは利便性の向
上を図るため、利用者の目線に立った情報の分類等を行い、必要な情
報にたどり着くまでの動線がすぐに判断できるようなデザインとし、
迅速な更新が可能なシステムにすることを基本として更新をしたとこ
ろであります。また、本年9月には携帯の端末での利用が可能となる
よう機能の追加をしたところであります。

質問の1点目でありますけれども、この成果についてということであ
りますけれども、1つ目は利用シーンに応じた暮らしの出来事を追
加することによって、町民にとって役に立つ情報を増加したところ
であります。2つ目は、住民窓口であるとか税関係などの申請書などで
書式のダウンロードが可能となり、事前の書類の準備も容易となり、
利用者の手間の省力化が図られてサービスが向上しているところ
であります。3つ目は、専門的な知識がない職員であってもリアルタイム
で更新作業ができることから、行事、イベントの周知、町からのお知
らせ等の情報提供が増加をしているところであります。

次に、質問の2点目でありますけれども、課題と今後の展開という
ことでありますけれども、1つ目は情報量がまだ不足している分野が
あり、利用者のニーズに合わせた情報の追加と更新の実施をすること
が必要であるということと、2つ目としては一方では情報量の増加に
よって利用者の利便性を損ねる可能性があることから、情報の内容を
少し精査を行いながら効果的な情報提供に努める必要があるというこ
とと、3つ目としては他町村のホームページも参考にしながら常に最
新の情報の把握に努め、システムに反映するということが当面の
課題としているところであり、今後も留意をしなければならないもの
とは認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、便利で有効に活用いただけるように利用
者の皆さんのニーズに応え、最新の情報に注視しながら適切な公式ホ
ームページの構築に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜り
ますようお願い申し上げます。森本議員の質問に対する答弁とさせ
ていただきます。

加納議長
森本議員

再質問があれば許します。3番、森本議員。

それぞれ答弁をいただきました。

まず、成果についてであります。暮らしの出来事等非常にわかり

やすい項目の羅列、非常にトップ画面は整理をされていること、非常に評価をしたい点でございます。その成果であります、アクセス状況による成果はどのように分析をされているか。アクセスについては、平成22年度については4万9,383アクセス、それから平成23年については4万1,419アクセスであったと確認しておりますが、リニューアル後のアクセス数から見える傾向、またその成果についてお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

それでは、昨年更新、リニューアル後の3月1日から11月30日までのアクセス数でありますけれども、3万6,799件ということで、月平均に直すと4,089件となっております。

加納議長
森本議員

再質問があれば許します。

リニューアル後1年を経過しないうちに3万6,000アクセスを超えていると。この土幌町公式ホームページのアクセス数については、非常に増加しているように感じますが、このホームページについているカウンター、アクセスカウンターについての種類もお聞きしたいと思います。カウンターについては、トップページに訪れたときに1カウントされるもの、その後リンク先に行ってもカウントされないタイプのものがあります。また、トップページにカウントしてリンク先からまたトップページに戻ったときにも1カウントされる。つまり1回訪れても2回カウントされるようなカウンターがございます。土幌町の公式ホームページについているカウンターは、どちらの種類のもか教えていただきたい。

加納議長
小林町長

町長。

担当のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、確認に行っているようですから、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。

加納議長
後藤総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、後藤からお答えをさせていただきます。

ただいまの質問、トップページに1度アクセスし、それからリンク先に行ってまたトップに戻ると、そのようなときのカウンターの仕方はどうなのかという質問かと思っております。本町のこのシステムにおいては、1度トップに来たときのアクセス回数で、その後さらにもう一度トップに戻った場合はカウントされておりません。1回目のみのカウンターでございます。

加納議長
森本議員

森本議員。

トップページの後にリンク先からトップページへ戻ってもカウントされない。純粹に訪問した数であるということで、非常に成果が出ている内容であると思っております。しかしながら、課題の中のお答えで情報が不足している分野があるということでありましたが、どのような分

野で情報が不足していると認識されているのか教えていただきたいと思います。

加納議長
小林町長
加納議長
後藤総務
企画課長

町長。

総務企画課長のほうからお答えさせていただきます。

総務企画課長。

お答えをさせていただきます。

本町の状況について、このホームページを通じて多くの方にごらんをいただき、土幌町の状況を知っていただくこうとしているわけですが、見たときに一番最初に最新の情報としまして、それぞれ各課の状況について掲載をさせていただいております。比較的内容的に常時この件について、行政について、町の出来事についてお知らせをしているところが先ほどの1回目の回答のところにもありましたように各課で、今度は総合的に統一してというか、管理をして発信をしているのではなくて各課にそのところを委ねていますので、各課がそれぞれ自分のところで気のついたことを掲上しているということがあるものですから、やはりどうしても頻繁に載せている課とそうではなくて、なかなかそのところがうまくまだ操作性のこともありますし、日常の業務の中でそういうことにうまく配慮ができていない課も私どものほうとして見てみれば、そういうところが見受けられますので、そういうところはやはり公平にというか、なるだけ各課が均等にいろんな情報が提供できればいいというのがこちらの思っているところでございまして、そういうところはもう少し考えてというか、対策をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

加納議長
森本議員

再質問。森本真隆議員。

各課で平等な情報提供ということで、その点の課題、今後検討しながら改善をしていっていただきたいと思います。私は、不足している分野の中にこれからのホームページ、基本的な情報を押さえながら何かに特化した、ターゲットを絞った情報提供というものが必要になってこようかと思えます。リニューアル後の土幌町公式ホームページ、非常に見やすいと感じていますが、何か足りないなど。それは、子供への情報発信、現在土幌町のホームページ上ではございません。国であったり、都道府県の各ホームページでは子供ページもしくはキッズページというページが設けられております。国では各省庁、8割を超える省庁でキッズページを持ってありますし、都道府県については12都道府県でそれぞれ設置をしています。さらに、北海道で見ますと北海道にもふむふむ北海道というキッズページがございまして、道の仕事の進め方であったり、歴史、仕組み、予算などの項目のほかにクイズ形式でより自分の住んでいるところを知ってもらう工夫がされております。

では、今度は北海道の総合振興局、それから振興局ではどうなのかということですが、14局ある中で実は十勝総合振興局だけが公式ホームページ内に子供ページを設けています。しかしながら、地域政策部、それから地域政策課を伝っていかなければ子供ページに到達できない。非常に子供ページというすばらしいページを持っていながら、すぐにアクセスすることができない場所にあることが残念であります。

そして、続きまして十勝についてですけれども、残念ながら十勝の市町村、どこの町村の公式ホームページにも子供ページがありません。私は、この土幌町が管内の先駆けとなって子供ページ、子供たちが日常的に自分たちの町を知り、学習し、自分たちの住んでいる場所に誇りを持てるような町を知ることができる、そういうページが必要だと考えています。

では、歴史であったり、町の仕組み、どういう内容にしていくのかという点であります。これをごらんいただきたいと思っております。以前質問もさせていただいたことがあります。小学生が授業で使っております副読本であります。全194ページにわたって土幌町の仕組み、歴史等を非常にわかりやすく掲載されております。この副読本については、小学校3年生については70時間から90時間の利用、小学校4年生については90時間の利用ということで使われておりますが、残念ながら5年生、6年生になると使う学校、使わない学校に分かれてしまう。使われる頻度が減ってしまうということでもあります。小学校6年間のうち3年生と4年生でメインで使う、この2年間だけで194ページの冊子、それから土幌町の内容をしっかりと把握できるとは思えません。低学年から予習ができ、3、4年生で学習ができ、5、6年生で復習ができ、さらに町を離れたり、成長してからも自分の町にこういうページがあったと懐かしめる、そういうページがこれから必要になってくるというふうに考えます。

また、先ほどアクセス数についても土幌の公式ホームページに訪問される方、非常にふえたように感じておりますが、実は土幌町をもっと知ってもらいたい方もいらっしゃいます。それは、今お子さんを育てている保護者のしかも女性、土幌町にお嫁さんに来られる方、町外から来られる方が非常に多くいらっしゃいます。その方たち、私の妻も結婚して8年目になりますけれども、なかなか土幌町のことを調べたり知ったりする機会が少ない。まだまだ土幌町のことについて知らないことが多い。そこで、お子さんと一緒に家庭で子供ページを見て町を知っていただきたいという思いもありますし、お子さんと一緒に公式ホームページに1度、今まで訪れたことがないホームページに1度アクセスをすることで有効な情報が掲載されていることも認識していただける、そういうきっかけになると考えていますが、子供ページという項目について町長はどのようにお考えになりますか。

<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思います。 大変貴重な意見で、私ども本町は子育て支援対策を重点施策として進めている中でありますから、今森本議員の子供ページについてはぜひ導入する方向で今後検討させていただきたいと思ひますし、それと いろいろなお話があったのでありますけれども、全体として私ども役場内の機関会議の中で定期的に少しチェックをできるという、そういう検討も重ねたいと思ひし、もう一つは町民の皆さんから少しそういう意見をいただくというようなことを、そういうこともちょっと検討させていただきながら、それぞれ町民の皆さんのニーズに応えられるような公式ホームページなり、あるいは広報づくりに取り組んでいきたいというふうに思ひます。</p>
<p>加納議長 森本議員</p>	<p>再質問ありますか。森本議員。 ぜひ前向きに検討をいただいて実現をしていただきたいと思いますと思ひます。 最後に、答弁書の中に最後の3つ目はという部分で、ほかの市町村も参考にし、常に最新の情報の把握に努め、システムに反映するというふうにございます。この市町村も参考にするという部分ですけれども、ほかの市町村から参考にされるホームページをぜひ目指していただきたいと思いますとお願ひをいたしまして、最後の発言にさせていただきます。町長から何か発言いただければうれしく思ひます。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 ただいまホームページに関して森本議員から大変貴重な意見をいただきましたので、今はいろいろな形でホームページもそうでありますし、フェイスブックだとかいろいろな形で市町村も情報発信をしていくという取り組みもしていますから、本町も今森本議員が言われたように参考にされるような取り組みになるように役場全体として努力をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思いますと思ひます。</p>
<p>加納議長</p>	<p>以上で森本真隆議員の質問を終了いたします。 質問順位2番、清水秀雄議員、T P P（環太平洋経済連携協定）参加反対について町長に質問を行います。2番、清水議員。</p>
<p>清水議員</p>	<p>私は、町長にT P P（環太平洋経済連携協定）参加反対についてお伺ひをいたします。 2011年11月、ハワイで行われたA P E C（アジア太平洋経済協力会議）で野田首相が交渉参加に向けて関係国との協議に入ると宣言して以来、国内では全国農協中央会や全国医師会等、多くの団体が交渉参加反対の運動を展開し、反対世論の構築に努力しています。一方、民主党政府は詳しい内容を国民に明らかにせず、秘密裏に交渉が進められていると言われていています。さらに、野田首相は総選挙を目前にしてT P P交渉参加について前のめりの発言をしています。私は、T P P</p>

加納議長
小林町長

交渉参加は絶対に許してはならないと考えています。町長は、交渉参加反対で町内外で行動されていますが、今後の反対運動についてどのように取り組むのか所見を伺うものであります。

町長、答弁願います。登壇願います。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

TPPについては、昨年11月に野田首相がTPP交渉参加に向けて関係国との協議に入るという表明をし、本年より関係各国との事前協議が始まったところでもあります。これまで9カ国が交渉に参加しているところでもありますけれども、本年の10月からはメキシコとカナダが交渉に参加することになって現在11カ国となったところでもあります。

士幌町においては、農業振興対策本部において関係機関とTPPに関する情報の共有化を図るとともに、町民に向けてのTPPに関する情報の提供として、1つは広報しほろ4月号でTPP協定の影響に関してQアンドA方式にて掲載したほか、4月10日には農業振興対策本部の主催するTPP研修会を開催したところであり、TPPの制度内容あるいは現在の状況、産業経済への影響などを内容とするパンフレットを作成して全戸に配布をしたところでもあります。また、担当の産業振興課ではそれぞれの町内の団体からの要請も受けてTPPに関する出前講座を実施しているところでもありますし、さらには農協青年部においても11月1日にTPP研修会を開催するなどの取り組みを行ってまいりました。さらに、先日の中学生の模擬議会においてもTPPに関する質問があったところであり、町民の皆さんの関心が高まっているものと感じているところでもあります。

これまで道内18関係機関、団体で構成する北海道農業・農村確立連絡会議は、道民の合意がないまま関税撤廃を原則とするTPPへの参加は決して行わないことを繰り返し国に要請してきたところでもあります。また、去る11月21日に全国町村長大会が開催されたところでもありますけれども、野田首相が来賓として出席した中、地域経済あるいは社会の崩壊を招くTPPには参加しないということの決議案を満場一致で決議をしたところでもあります。私は、これまでもお話をしたところではありますけれども、国民に対して十分な情報開示を行わずして国民的な議論が不十分なままな崩壊的な交渉参加には断固反対していく方針であります。

今後の反対運動についてどのように取り組むかということでもありますけれども、関係国との協議の動向を見据え、安全な食料の確保や地域の産業、経済を守る世論を喚起すべく、町内はもちろんでありますけれども、十勝、北海道、全国規模での大規模な取り組みが必要であるという認識をしているところでもあります。町内的には全体的な動向

加納議長
清水議員

を注視しつつ、土幌町の農業振興対策本部を中心にしながら、情報を共有しながら適切なタイミングで対応をしてまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。8番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただきました。本町のTPP反対について、町長が先頭に立って反対運動を続けていくと、絶対断固反対をしていくという意味を表明していただきました。今後の取り組みについても今後の動向を見ながらというふうにおっしゃっております。私は、断固反対を貫いていくという立場で、今町長が冒頭おっしゃっていますように情報開示がないということが、国民の中にTPPというものの本質について知らされていない。したがって、我々農業者は農業がTPPによって崩壊させられるという、そういう認識は多いと思います。しかし、TPPが農業だけではなくて国民生活全般に及ぶ、大きな被害が及ぶということまでなかなか知らされていないという面があります。私は、それらについて若干触れたいと思います。

なぜ情報開示が行われないのか。これは、TPPのこれが本質です。TPPは、交渉内容を公表しないという合意があると。そして、さらに交渉文書は協定発効後4年間は秘匿される。すなわち、4年間も交渉内容を国民に知らせない、秘密裏に交渉して交渉内容は知らせない、こんなむちゃくちゃな協定を国民に押しつける。これでは、本当に国民がめくら判を押せということを迫られているに等しいわけです。今の状態がまさにこのような状況下で秘密裏に民主党政権は交渉を進めているということでもあります。断じて許されない。

その次が例外なき関税ゼロなのです。今のこの選挙戦の中でもあたかもこれが守られるために、交渉参加して守るべきものは守るなどと言っているところがありますが、そんなことはあり得ないと。例外なき関税ゼロ、これをやはり本当にきちっと捉えておく必要がある。私は、絶対にこれは許されないという、これが2つ目の理由であります。

さらに、ISD条項、いわゆる投資家、国家訴訟という条項なのです。これはどういうことなのかというと、日本に進出してきた米国企業が日本の規制などによって予想された利益を上げられないときに日本政府を訴えられる制度で、この裁判というのは誰がどんな議論をし、どんな理由で判決が下されたかなどがほとんど知らされない。これは、このことについて強く医師会が反対しています。何が起こるか。医師会が反対している最大の理由は、国民皆保険制度が崩壊するということでもあります。これを十分に認識する必要があるというふうに思います。これは、また後ほど触れたいと思いますけれども。

もう一点は、後戻りできない。この交渉を進めていきますと、例外なき関税ゼロですね。そこで、このラチェット条項というのは、ラチェットというのは一方方向にしか回転しない歯車のことであります。

つまり1度自由化したものは後戻りできない。どんな理由があろうとも1度自由化した品目はそれをとめることができないと、こういう不平等条約です。

こういった今4点挙げました。私は、こういうことをどこまで、今政府が情報開示されないまま進められている中でどこまで町民が知っているだろうか。こういうことをできるだけ多くの町民に知らせていく必要がある。そのことがこのTPP参加阻止をしていく、そういう世論の趨勢につながっていくと思います。そういう中では、町長が先ほど答弁の中で今までの取り組みについてそれぞれ述べられております。私は、非常に適切な取り組みをしてきたと、そのことについては評価したいと思います。ただ、この中でそれではどれだけの町民がこれに参加しているだろうか、そしてさまざまな文書を出されました。この中で、パンフレットを作成して町民に配布したと。これは、十勝管内の中でも例がありません。そういう点では、非常にいい取り組みをしたというふうに思っています。ただ、これらについてもどこまで町民がごらんいただいて理解していただけたかなということについては、いささか疑問のあるところではありますけれども、そういったことを勘案しても今後の取り組みについてはやはり適切な時期に適切な運動というふうに町長はおっしゃっていますが、これは今の状況から見ても相当息の長い取り組みになるだろうというふうに予測されま。したがって、そういう中では繰り返しになりますけれども、町民にさまざまこのTPPというものが何物であるのか、我々の生活にとってどんなに大変なことをもたらされるのかということも含めて、それぞれ学習していただくためにも講師を要請してそういうことを何度も開いていくということが1つには必要ではないかというふうに考えるわけですが、その点についてお伺いをいたします。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

1つは、私どももできる限り町民の皆さんに理解をしていただくということで、こういうパンフレットもつくってお配りをしていることと、あわせていろんな研修会も開催したところでもありますけれども、1つは情報が提供されていないという意味では、TPPというと土幌だけではないのですけれども、全国的に農業の問題だという、そういう捉え方が多いのですけれども、実際には今清水議員がいろいろおっしゃられた企業の問題だとか、それから医療、保険にかかわった介護保険制度の問題等々、全体としてこれはアメリカの基準に合わせるという、そういう交渉だというふうに認識しているところでもありますけれども、先般の中学生の模擬議会でもTPPの問題も取り上げられたのですけれども、TPPに参加しないと鎖国になるのではないかという話があったのですけれども、そういうことからするとまだまだ本当に情報というのは、本当に認識がされていない部分があるのではない

かというふうに思うところであります。

農業でいけば、例外なき関税撤廃ということでもありますから、そういう面では今自給率が40%が13%に下がるということからいくと、それは特に農業、特に本町のような農業だとか、あるいは食料製造業の多い町は極めて地域が崩壊するという影響を受けるということでもありますし、さらには自動車が売れることと、また食料を安全に確保するということはまた別問題な話で、やっぱり食料安保というのをきちんとする立場からいくと食料自給率をきちんと守るのが私は近代国家の基本だと思っておりますから、そういう面からも断固反対ということでもありますけれども、ただ、今まさに選挙の最中でもありますから、選挙結果によってどういう動向になるかということについて十分見きわめていかなければならないというふうに思うところでありますし、さらには私どもも町民の皆さんにいろんなことを提供していくということとあわせてですけれども、やっぱり関係機関が動向に合わせてスムーズにいいタイミングで取り組みをするということも極めて重要です。そういう面でもいろんな関係機関の皆さんにもよく連携ができるようお話をしながら反対の運動展開をしていきたいというふうに思います。

加納議長
清水議員

再質問があれば。清水議員。

町長は、私の質問に答えていないのです。私がお伺いしたのは今町民が、今町長の答弁の中にあつたのですが、中学生の模擬議会の中でもTPPに参加しなければ鎖国になるのではないかとという質問があつたということをおっしゃいました。したがって、その質問にも見られるようにTPPが何であるかということについての理解がなかなか得られていないということがそこでも証明されています。したがって、私が町長に問いかけたのは、そういう状況にあると、だからさまざまな講師をお願いして、このTPPというものの中身がどういうものであるかということは何度も繰り返し勉強していく必要があるのではないかと。だから、そういう機会を設ける必要があるのではないかと。というふうに質問をしたつもりだったのですが、その点についてもう一度お答えいただきたいと。ぜひそういう勉強の機会を数多く開いていく必要があるというふうに思うのです。繰り返しになりますが、お伺いします。

加納議長
小林町長

町長。

町民の皆さん、農業の関係者もそうですけれども、町民の皆さんがよりTPPが何かということを理解するというのは極めて重要なことでもありますから、それが不足しているのであれば、今いろんな形で学習会だとか講演会だとか、そういうものを開けるよう町だけではなくこれは農協だとか関係機関とよく相談をしながら、適切にタイムリーに開催ができるよう今後取り組んでいきたいと。思います。

加納議長
清水議員

再質問。清水議員。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、町長は今後の反対運動について農業振興対策本部を中心に情報を共有しながらというふうに答えられております。本町は農業が基幹産業ですから、基幹産業である農業を守るという観点に立って考えれば、農業振興対策本部が中心になってということはわかるのですが、私は先ほどから申し上げていきますように農業だけの問題ではないと。幅広い分野にわたって被害が及ぶということですから、そういう点では農業振興対策本部が中心になってでもいいです。しかし、もっと幅広く反対運動を進めるための中心になる部分は農業振興対策本部でもいいのですが、その他の団体も含めた形での反対運動を盛り上げていくということが必要ではないかというふうに考えるのです。

先ほどちょっと申し上げました、I S D条項のところ。これは医療分野です。医師会が強く反対しています。医師会が強く反対している理由というのは、先ほど申し上げましたように国民皆保険制度が崩壊してしまうということで、先ほどのI S D条項でも申し上げたのですが、そういう点ではアメリカが、先ほどの繰り返しになりますからそのところはやめますが、皆保険制度がなぜ崩されるのかと。それは、先ほど言ったように保険制度の中でアメリカの保険会社が損害をこうむったというふうに判断したときに、日本の医療機関が訴えられる。そういうことを恐れて医療機関は、さまざまな今進めている国民皆保険制度という中での診療というものを手控えする。そうすると何が起こるか。結局は、高い保険外の診療が中心になって進められていってしまうと。そうすると、お金のない人は医療に、治療にかかれな。そうすると、命がお金の多寡によって左右されるということが起こってしまう。そんなことを許してしまったらだめだということを危惧しているわけです。ですから、そうするとそういう人たちの、士幌には医師会という、そういう先生の会はありませんけれども、しかしそういう医療分野の先生方にも参加してもらって今後の運動をどう進めていくのかということも必要ではないのかというふうに考えるのですが、その点についての今後の運動を進める中心になるのは農業振興対策本部でいいと思います。しかし、それはあくまでも中心であって、もっと幅広く運動組織を立ち上げていく必要があるというふうに考えますが、その点について答弁をいただきます。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

本町を含めて北海道の場合は圧倒的にT P Pによる影響というのは、直接的に大きな影響というのはやっぱり農業ですから、どうしても農業の関係者が中心にならざるを得ないのでありますけれども、全道的な取り組みの中ではそれぞれ農業以外に例えば医師会だとか、それから看護師協会だとか、いろんな福祉関係も含めて加入をしている

という状況でありますけれども、本町においてもそれは農対本部が中心にやっているのでありますけれども、それぞれ反対のPRなんかは商工会の皆さんも含めて一緒にやっていただいているところありますから、ぜひ今後は情報を農業者だけでなく幅広く言われた医療だとか関連の21項目にわたるそういう影響等々もしっかりお知らせするとともに、全町挙げての取り組みになるよう今後取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

加納議長
清水議員

清水議員。

それでは、町長に最後の質問になりますが、町長は冒頭の答弁の中で現在の状況を見ながら、今後十勝、北海道、全国規模での大規模な取り組みが必要であるというふうに認識していると。しかし、将来的には全体的な動向を注視しつつ、適切なタイミングで反対運動を展開していきたいというふうに述べているわけですが、具体的にはどういう行動を展開しようとしているのか。町長の頭の中にある反対、適切なタイミングの中でどのように反対運動を展開していくというふうに考えられているのか。私は、各地で今までの中でも農民が、先ほどから町長おっしゃっているのですが、基幹産業は土幌は農業だと。全道的に見ても基幹産業は農業です。この農業を守るためにも農民はさまざまな形で立ち上がっています。トラクターデモを中心にしながら、そういう反対を町民にアピールしていくという行動を起こしているところもあります。私は、時期によってはそういうことも必要であろうというふうに思うのですが、繰り返しになりますが、町長の頭の中にある反対行動というのはどのようなことを考えているのか。その点について伺って、最後の質問にしたいと思っております。

加納議長
小林町長

町長。

それぞれ今回も野田首相の動向で、農業関係者を中心に全国規模で行動をしたのでありますけれども、もう少し幅広く例えば十勝なら全十勝的なそういう取り組みをやったりすることが必要だということでありますから、そういう連携をよいタイミングで、ばらばらにやるのではなくてタイミングを合わせて統一的な行動ができるように今後いろんな関係で十勝の中でもちょっとそういう発信をしていきながら取り組んでいくように努力をしたいと思っております。

清水議員
加納議長

よろしいです。

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

質問順位3番、大西米明議員、障害者の雇用について町長に質問を行います。

大西議員

それでは、私のほうからは町長に障害者の雇用についてお伺いをいたします。

障害者雇用促進法に基づき、企業、地方公共団体に義務づけられている身体、知的障害者の雇用割合が民間企業は1.8%、地方自治体な

加納議長
小林町長

ど公的機関が2.1%、教育委員会が2.0%であるが、土幌町の雇用率はどのようになっているのか伺います。

あわせて、自立支援に向け、就労の場となる就労継続支援A型事業所の誘致に力を入れてはと思いますが、町長の考えをお聞きます。

町長、答弁をお願いします。

それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、障害者の雇用にかかわる基本となる障害者の雇用の促進等に関する法律についてでありますけれども、身体障害者または知的障害者の雇用義務等に基づく雇用促進のための措置でありまして、職業リハビリテーションの措置、その他障害者がその能力に適合する職業につくことを通じて、その職業生活において自立することを促進するための措置と障害者の職業の安定を図ることを目的に制定されたもので、同法の施行令第2条には自治体については対象職員の2.1%、教育委員会については2.0%以上を雇用するというふうに定められているところであります。同法の施行令により、警察官、消防吏員のほか特別職の公務員、医師、看護師、保健師などは対象職員に含まれないことになっており、また身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1、2級の方については重度身体障害者として、また知的障害者のうち療育手帳でAランクに該当する方については重度知的障害者として1名でありますけれども、2名分の雇用扱いとされているところであります。

質問の第1点目は、本町における障害者の雇用率でありますけれども、現在教育委員会を除く部門については障害者の雇用が4名であり、うち2名が重度身体障害者で積算上6名となっているところでありますけれども、先ほど説明しました対象外の職員を除いた総数は245名でありますけれども、それに対する雇用率は2.45%、それから教育委員会部門では障害者が2名のうち1名が重度身体障害者で積算上は3名となるものであり、職員総数は55名に対して雇用率は5.45%となり、ともに法令雇用率を上回っている状況にあるところであります。

それから、質問の2点目、就労継続支援A型事業所についてであります。就労継続支援A型は雇用型であり、企業等に就職することが困難な者について雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の人または就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人、または特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業の雇用に結びつかなかった人及び企業を離職した就労経験のある人を対象に生産活動その他の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、支援を行うものであります。

現在本町においては、このA型事業所ではなく就労継続支援B型事業所、非雇用型を障がい者支援の会で運営しているところであります。

このB型事業所は雇用契約は結ばず、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な訓練及び支援を行うものであります。要約しますと、A型については一般企業との間の正規雇用形態を結んだ事業所で行われるもので、そこで働いている方たちは社員の扱いとなるものであって、従来福祉工場と呼ばれていた施設形態であります。賃金体系や労働法規などは厳格な適用が求められるところであります。もう一方、本町で行っているB型については、訓練だとかリハビリが主な目的でありまして、従来の通所授産施設が移行したものであって、賃金体系や労働法規については法令の適用外であり、作業工賃を分配することとなっています。現在B型としてほのぼのホーム共同作業所は本年3月に開設して、10人の登録で運営しているところであります。そして、主な作業時間は1日のうち1時間から3.5時間という状況であります。A型事業所の誘致については、1つはB型事業所を開設してまだ1年を経過をしていないということであり、B型事業所の運営状況も十分に踏まえながら全体的な障害者支援対策の中で検討をしてみたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長

再質問があれば許します。

(何事か言う者あり)

加納議長

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。11時5分まで休憩をとりたいと思います。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問があれば許します。11番、大西議員。

大西議員

今本当に詳しいルールの説明、それからA型、B型の事業所の本当に詳しい説明をいただきました。これでここに、議場にいる皆さんがいろんな障害者の雇用について理解を深めたのかなと思うので、私の質問もこれで半分ぐらいの目的は達成したかなと思っていますが、ここまで詳しく言ったのだから、ついでにもう少しつけ加えたらどうかと思いますのは、雇用についても短期の労働者については0.5人にする、重度の人については2名と。今後そういう短期の時間の雇用者も出てくるのだらうと思いますし、それから精神障害の人については義務化はないが、雇用することによってカウントできますよと。今厚労省では近々精神障害者についても雇用義務をとということで、躁鬱病、総合疾患のあれがある人については雇用の義務になってくるのかなということでもありますから、そういうことも考えてこれから町

も雇用してほしいと思います。

あわせて、今回、一昨年だったと思いますが、マスコミの十勝管内の市町村の雇用率が添付されたことがあります。それを見ますと、士幌町は町長部局も教育委員会部局も多分この2.1と2.0をクリアしていなかったように思っています。多分町長部局については1.97だったかと思いますが、ちょっと今ど忘れしていますが、それが今回は2.45と教育委員会については5.45という倍以上の数字になってきていますけれども、この障害者の人たちは一般で就職、町に奉職して途中で病気またはけが等で障害者の手帳を取得したのか、また雇用率が達していなかったのかで障害者を雇用したのか、それでこの達成をしたのかについてまずお聞きします。

加納議長 町長、お願いします。

小林町長 まず、クリアしていないというときがあるのですけれども、1つはやめられて、それまで職安等に照会をしてもなかなかちょっと対応者がいないという場合もあるのですけれども、もう一つは人事異動で教育委員会と役場が分かれているものですから、今まで例えば人事異動で動いたときに片一方が足りなくなるというケースも何回かあったのですけれども、今は道に対しては少し教育委員会と役場、町長部局もそれは動くわけですから、分けないで一本でしたらどうかという話はあるのですけれども、なかなかそうはいっていないのですけれども、そういう関係で切れている場面も何回かあるのですけれども、その都度基本的には職安に照会をして障害者を雇用するように努めているところであります。

加納議長 ちょっと町長、質問の内容が違う。事故でそうだったのか、それと……

(何事か言う者あり)

小林町長 ちょっと待ってください。総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長 総務企画課長。

後藤総務 ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。

企画課長 ここ数年の経緯からいいますと、例えばそこで体調を崩したとか、あるいは何かがあって障害者になられて、それでという方も全くゼロではないのですけれども、いるのですけれども、基本的にここ2、3年の中ではそうではなくてもともとそういう方をと。その前の段階では、いることはいたのです。だんだん病状が進んでいってというか、そういう状況になっていて障害者手帳を交付されて対象になるという方もいることはいるのですけれども、ここ2、3年ではそうではなくて従前と同じよう先ほど町長が言いましたように職安のほうから新たに来ている状況にございます。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 身体の場合は、知的障害の人とは多少違うのだと思うのです。だから、雇用の場合も町村試験を受けて採用するのか、それともハローワークで募集をかけてそこから来るのかという2つの方法があるのだと思うのですが、私はやはり土幌町は福祉村をつくって福祉にいろいろ配慮している町という印象をつけるためにも一般職員の採用時期に言ってみれば障害者枠というのを大きく募集の中に入れて採用していけば、またそういう方々が採用で来るのだらうと思っていますし、今十勝振興局なんか、道庁なんかへ行っても車椅子だとかなんとかの人が結構働いているのです、その中で。その人らは多分障害者枠で募集して、道職員の試験を受けて採用になってきたのだと思うのです。だから、皆さんと仕事は対等な立場でやっているのだと思うのです。ですから、働く人に誇りを持たせるためにもやっぱり町村試験をきちっと受けて、その中で今回職員の採用3名いるけれども、1名については障害者枠ですよというような公表をしながら募集することが土幌町にとっては、イメージを上げればいいというものではないのですけれども、そういう障害者に対する理解が町村として認知されるのかなと思いますが、その辺について採用の方法についてどう考えるかお聞きします。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 今は自治体の職員採用というと、基本的には現場の職員を除けば町村会の試験を通った者ということにしていますから、極めて今年の中でも10倍を超えるという競争率の中で採用しているという状況でありますから、もう一方では障害者支援ということであれば今大西議員がおっしゃったように障害者を意識的に雇用していくということも検討することが必要でないかというふうに思うのでありますけれども、これは採用の中で新規のほかに職業人枠という、そういう雇用の仕方もありますので、全体的な役場の業務も見ながら障害者枠で雇用することについても私ども人事管理の中で少し検討させていただきたいと思います。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 検討すると言うから、やらないということなのかなと思っていますけれども、今回はクリアしていますので、多分採用はないのだと思っています。ですけれども、来年の4月1日からまた0.2%ポイントが上がる。それでもうちはクリアしていますよね。今2.1が0.2%ふえても2.3ですから、それは2.45ですからクリアしています。ただ、この雇用率の見直しって5年に1度ぐらい大体やってくるそうなのです。ということはだんだん、全国には何十万人、何百万人という雇用を待っている障害者がいますので、そういうのはだんだん上がっていくと思うのです。ですから、ぜひ障害者だから使うというもの何か私は、試験を受けてきちっと入ってほしいというのは、負い目を負わずとい

うことはかわいそうだと思っているのです。ですから、皆さんと同じ立場で採用されてやる、それがあべきだと思うのですが、ぜひ町長、検討でなく採用の時点ではそういうやり方で採用する方法がないのかなと思うのです。なかなか10倍で難しいから、受からないよというのであれば、またほかの方法も考えていくべきですが、やはり前提の考え方としてはそういう考え方でやれないですかね。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 おっしゃっている趣旨はよく理解をしますのでありますけれども、例えば役場全体の仕事の内容だとか、それから私どもの設備の施設の状況等もよく勘案しながら、検討は検討なのですけれども、そういう趣旨をしっかりと受けとめながらぜひ検討させていただきたいと思いません。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 検討で終わってしまうから、どのような検討をするのか、また後日お聞きしたいと思えます。

それでは、2問目の就労継続支援A型の事業所についてお聞きします。詳しい説明がありましたけれども、簡単に言えばA型は通年雇用で使いますよと、B型は言ってみれば今でいうパートみたいな形で採用するよといえ一番理解しやすいのかなと。いろいろ詳しく説明してありますけれども、今町長の答弁書の中にはB型の事業所がまだ1年たっていないというので、それを十分踏まえて全体的な障害者の支援対策の中で検討するという答弁、最後に結んでありますけれども、どのように障害者支援対策などを検討するのかちょっとお聞きします。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 6月の議会の一般質問だと思えますけれども、今私どもの障害者施設としてはすずらんの家と、それからNPO法人の地活センターがあるのでありますけれども、両方とも施設が古いということもあって、新しい施設整備ということを年度内に議会にも考え方を示すというお話をしてきたところでありますけれども、その中では単に施設を新しくするだけでなく、町内の障害者支援の機能についてもどうするかということも十分検討していきたいと思えますけれども、そういう中では今年から就労Bをやったのですけれども、将来的に就労についてはどんなふうにするのかも含めてある程度考え方を、私どもは今地活センターとあわせて視察に行ったり、内部でいろんな検討をしているところでありますけれども、3月までには一定程度の基本的な考え方を示していきたいと。そういう検討の中に就労についても考え方を示していきたいというふうに思っています。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 そのA型の事業所については最低10人ということで、土幌町になか

なか10名の方がいないのかなという懸念はしています。ただ、この間芽室町でA型の事業所が開設しました。それは道外の4社ですか、が合同で事業所をつくり、町としては3町歩の土地を貸し出して10の方がそこで農産物をつくって、その4社が総菜だとか弁当だとかをつくっている会社に全部買い上げてもらうというような方式で、その中にはやっぱりコーディネーターがいて、そういう橋渡しをしてもらって芽室町がつくったのだと思うのです。ただ、芽室町は大きいから10人そこそこいるのだと思うので、10人でやれるのですが、土幌町はなかなか10人はいないよということだと思うのですが、これは十勝管内で今芽室ができて4カ所しかないのです、A型というのは。ということは、A型で働ける人たちというのは十勝管内にそんな40人や50人ではきかないと思うのです。それは、また一般企業にも働いている人もたくさんいると思いますけれども、それにしてもやはり今消防でも何でも広域、広域と言っているのですから北十勝4町で、音更もありますけれども、土幌町にそれをつくってそういう方も就労できる場所を提供してはどうなのかなと思っているのです。

それで、今そういうA型に働ける人たちというのは、去年でしたか、私が一般質問で中札内養護学校が定員オーバーでどこかに分校をつくりたいということで、土幌町も手を挙げているということで手を挙げましたけれども、残念ながら幕別町に決まったということで、そのぐらい高等養護学校から出てくる卒業生がたくさんいるのです。だんだんふえてきているのです。だとすると、そういう人たちの就職先というのはA型の事業所なのです。高等養護学校に入る人たちは、大体IQが51から70、軽度の知的障害の人が多いのです。ですから、その人たちの定義とえば、やっぱり軽い作業はできますよと。また、それを注意して見てくれる人がいれば就労ができますよという定義がありますので、そういうのがクリアできるとすれば、A型の事業所があればそこで働けると思うのです。

それで、いずれにしても2006年にできた障害者自立支援法、これは障害区分の1から6までの中で1から3の人は施設からは出すと言ったけれども、出さないで済んでいますけれども、今後1から3の人というのは施設に入れない。そうしたら、どうするのかといったら地域で見守れということなのです。自立するということは、やはり自分で働いて報酬を受けて生活していくのが、それとあわせて障害者年金などをもらいながら生活することが自立だと思ふのです。それで、仕事場がないと自立するということにはならないと思ふのです。だからその場を、B型が今あるけれども、B型と並行してA型をやっても何ら問題ないと思ふのです。B型に働く人とA型に働く人とは障害区分が多少違うのだと思ふのです。違うから、やはりAに入る人とBに入る人とは、Aの人でもBのところに行って働くことはできるかもしれま

せんけれども、やはり通年雇用をしてもらって自分で自立していく、それが自立支援法の目的なのです。それを地域でどう支えていくかということだと思っているのです。

ですから、検討というより芽室町なんかを見ていますと、9月の定例会ですよ。あのときに町長は議会に報告して、それでそれまでにはある程度コーディネーターの人がいて交渉してきたみたいですがけれども、それが今回の定例会でこうできましたよとって報告している。3カ月なのですよ。ですから、これは町長の判断で、3カ月というちょっと短いかもしれませんが、まだ町長の任期は丸2年あるのですから、その間にこういうことをやっぱり率先してやってほしいなど。これは町長しかできないのです。ほのぼのみたくそういうNPO法人でこのA型をやっていくというのは大変なことだと思うのです。ですから、やっぱり企業だとかそういうところと相談しながらやっていかないとできないと思うのです。ですから、町長のリーダーシップがどこで発揮できるか。多分芽室町もみんなに相談して、こういう障害者の支援どうするかという話し合いもあったのかもしれませんが、町長のリーダーシップでつくりましょうという判断でやったから、こうやって短期間で企業が賛同して道外から4社も来て会社をつくってくれたのだと。ですから、10人いないからとかなんとかという理由もあるかもしれませんが、広域でやれば何も問題はない。そういう障害者でも暮らしやすい町というのは、老人でも若者でも過ごしやすい町なのです。ですから、なるべくそういうなかなか行政の光の当たらないところにきちっと光を当てて、これから地域で支えていく。

この間も新聞に出ていましたけれども、函館の38歳の男性ですか。十何年間施設にいましたけれども、どうしても自立したいということで、2年間かかってボランティアが付き添いしながら食事のつくり方、洗濯の仕方など、掃除の仕方を教えながらやっと2年間かかって本当にひとり暮らしをしたそうです。この間マスコミが大きく取り上げてありましたけれども、これは多分北海道でも初めてだと思います。まれなことだと思うのです。本当に障害者を自立させるということは大変だと思うのです。ですけれども、やっぱり働く場所というのは一番大事、自立するためにはお金がなければ自立できないのです。そのためには、そこで通年雇用で働いて、そして年金があればそれとあわせて生活できる体制づくりをしていかぬとならぬと思うのですが、町長どうですか。最後に……最後でないけれども、やるのだという意気込みがあってもいいのだと思うのですけれども、どうですか。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

それでは、まず現状からいくと、昨年3月からB型を事業化したのですけれども、今は大体登録が10人ですけれども、1日平均すると5

人とか6人ということで、時間的には先ほど申し上げたとおり1から3時間くらいの事業で、それぞれ町もそうでありますけれども、町内のいろんな企業だとか関係機関の皆さんから仕事を出していただいてやっているという状況ですから、ですから今のままでいくと今のB型をすぐAに移行するというのはちょっと難しい状況だと思うのです。ですから、BはBでやっていくのですけれども、当然A型も検討していくのですけれども、ただ町内1つで町がやれるかどうかということでありますけれども、お話があったように少し北十勝なら北十勝エリアの中で広域でやるということも考えて、そういう各町あるいは障害者団体の皆さんともそういう協議をぜひさせていただきたいなというふうに思っていますし、あわせて町内の農協等も含めて企業の皆さんがやっていただく、そういうことも可能かどうかということについてもよく町内の皆さんに打診をしていきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

ぜひ町長、町長が動いてください。何とか協議会つくりますとか、そういうのを何ぼつくってもなかなか話が進まないの、町長みずから動いてほしいなと思っています。それとあわせて、A型だけでなく言ってみればそういう障害者の皆さんが働いている企業って結構あるのです。おしぼり屋さんとかクリーニング屋さんとかというのがあるのです。そういう企業を土幌町に誘致してもいいのではないですかね。そして、それこそクリーニング屋さんなんかはいろいろお水なんかは、お湯なんかはいっぱい使いますから、それこそバイオマスのあれを使ってやれるよとかなんとか、いろんなPRの方法でその組み合わせや何かをここへ誘致して、そういうことによってやっぱり人口増にもつながりますし、だからいろんな方法でそういう障害者が働ける場所を提供していくべきだと思っているのです。

私は、この自立支援法の大きな柱の就労支援と言っていますけれども、なかなかそれがここ6、7年たっても進んでいないのだろうなと思っています。やはり障害者といえども地域で1人の人間として地域の人と皆さんと一緒に生きていけるような社会づくりを行政がやってほしいのです。多分、私もいここにもいるし、兄弟にも障害者を持っていますけれども、ここにいる方の中にも身内だとか親族に障害者を持っている人はたくさんいるのだと思うのです。その障害者を抱えている家庭の大変さ、それは障害者を持って頑張って皆さんやっています。これは、もう子供のうちは子供のうちの悩み、そしてそこそこ17、8になったら就職はどうするのだ、また私なんかも兄弟ですからもう大分年になって老後をどうするのだという絶えず心配事があるのです。ですから、やはり親御さんにしても子供たち、子供が障害者だとすれば、やはり自立できて社会の中で溶け込んで皆さん

と一緒に生活できるような体制づくりができていけば、安心して死んでいくと言ったらおかしいですけども、いけるのだと思っているのです。それは、もう障害者を抱えている家庭は私もあれですけども、本当にほかの人ではわからぬぐらいの苦労を重ねているのだと思うのです。その人たちに行政が少しぐらい応援して、少しでも安心して生活を送れるようにするのが行政の仕事でないですか。町長、どう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

従来から本町は、高齢者対策に比べて障害者対策が遅れているというふうに、そういう評価も受けたわけでありましてけれども、今大西議員からもお話がありましたように私どもも何度か障害者の家族の方とも懇談させてもらうのだけれども、やっぱり家庭の中で、高齢者もそうなのですけども、特に障害者をお持ちの親御さんの苦労というのも大変だなというふうに思うところで、きょうは遠藤理事長も来ていますけれども、何度か遠藤さん等々もお話をさせていただいておりますから、そこはやっぱり行政としてはしっかり手を差し伸べていかなければならないというふうに思っているところであります。これまで法律が先ほども申しましたように地域で見るとということの中で町も障害者対策を進めてきたところでありまして、1つは保育所等においては私どもの認定こども園を含めて見直す中で、全ての障害者の皆さんを引き受けて、そのために保育士も加配をして見ているところでもあります。その成果も出ているということでもありますから、それらについても少し分析をしながら今後取り組みを進めていきたいと思っております。

さらには、一般の方でグループホーム、あるいは日中一時支援、あるいは地活センターという取り組みをしてきたところでもありますけれども、それだけでも施設的には整備したのでありますけれども、今大西議員が申されたようにその地域で生きていくとすれば、やっぱり仕事をどう確保してということが本人の人生の中の意欲も含めて重要なことでもありますから、B型がスタートしたのでありますけれども、その成果もそうでありますけれども、ぜひA型に向けても積極的にいろんな取り組みを展開をしながら障害者の皆さんがむしろ町内で安心して生活ができるというような、そういう地域づくりを今後私どもで努力をしていきたいと思っております。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

町長もわかっているとおり、施設に入っている家庭というのは、施設にずっとおられますから安心といえば安心なのですよね。ですけども、やはりその区分の1から3までの人たちというのはどうしても地元で行く、そして行く行くは親が面倒を見ていたけれども、親が年をとってくるとやっぱり兄弟で見なければならぬのです。兄弟にそ

ういう人たちがいるから兄弟で生活、この間札幌で孤独死した人は結婚もしないで兄弟を守ってきたと、ああいう例が出てくるのです。ですから、どんなことをしても地域の一員としてここで皆さんと一緒に協働に生活できる、自立できる環境づくりをつくっていかないと、これからは障害者は生きていけないのだと思うのです。だから、小学校、保育園というのは、学校のうち高等養護学校まではそこそこ行政の光の中でそこで勉強したり、先生方がついていろいろ勉強していくけれども、その勉強をしたことが社会に出て生かされないのです、働く場所がなければ。ですから、一番は私なんかが思っているのは、町の障害者枠で知的障害の人をとってくればよいのです、それはそれで。そのぐらいの気持ちでないと、町がその見本を示さないと民間企業はなかなか、身体の人はいいですけれども、なかなか知的の人というのは採用にならないのです。

ですから、A型で仕事ができる障害者であれば、行政の中で短時間の時間でもいいのです。働けると思うのです。そうしたら、カウントも0.5人にカウントされるだろうし、そういうやり方でもぜひ町が各企業に対して、町がやらないで農協だとかそういう企業に採用してくださいと言ったって、それはなかなか通じないのです。それは、もう町がどういう見本をするかだけにかかってくるのだと思うのです。ですから、ぜひA型の事業所を早く立ち上げてほしいのと町も障害者枠で、今度0.2%の雇用率が上がってきますから、その中でもいいから、今うちはクリアしているといえればそれまでですけれども、ぜひそういう方をどこか、言ってみれば三セク、町が持っている三セクのところでも働く場所はあると思うのです。そこに使っていただくようなことがないと、なかなか民間に言うことは町としては言えないと思うのです。ですから、これはあと町長の決断だけ、町長のリーダーシップだけを期待して質問を終わります。答弁は要りません。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

続いて、質問順位4番、飯島勝議員、指導者養成の取り組みについて教育委員長に質問を行います。

飯島議員

それでは、指導者の養成の取り組みにつきまして教育委員長にお尋ねをしたいというふうに思います。

平成27年までの土幌町第5期町づくり総合計画の中でもスポーツの現状と課題で指導者の養成、確保が急がれているというふうに記載されています。児童生徒の全国体力テストの調査結果でも北海道は最下位、全国平均に遠く及びません。これは、運動嫌いな児童がふえてきているからでありまして、運動嫌いな児童は幼児期の運動とのかかわりが不得手なことが原因というふうに考えております。その解消には適切な時期に適切な指導が必要だと思っております。また、指導も以前の強要する指導者の時代からやる気だとか自発性を促す指導法に変化しつ

加納議長
力石教育
委員長

つあり、そのため指導する側にも専門的な知識が必要で、その知識習得のための効果的な研修が強く求められています。

さて、土幌町はこれらスポーツ指導者の養成、確保にどのように取り組んでいるか、教育長、教育委員長にお尋ねをいたします。

教育委員長、答弁をお願いいたします。

飯島議員の質問にお答えいたします。

本町におけるスポーツに関する課題としましては、児童生徒の運動の日常化、それぞれの年齢に応じた体力や運動能力の向上、さらには指導者の確保や養成などがあり、町づくり総合計画に盛り込むなどして関係団体、機関を中心にその解決が図られている現状でございます。このうち、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から見える小中学生の状況であります。北海道の結果は議員が指摘のとおり全国の中で下位に位置していますが、本町の児童生徒の体力、運動能力を見るとこれまで全道の結果をかなり上回っており、一概に憂うべき状況であるとは言えないと思います。ただ、運動習慣の調査結果からは運動の機会が多い子とそうでない子の差が大きく、それが身についている体力や運動能力の違いに関係しているということはあるのではないかと考えております。したがって、各学校においては子供たちの生活の中に運動を取り入れ、日常的、継続的に取り組むことが大事であり、そうした取り組みを学年の発達段階に応じて具体的に進めるよう指導しているところですし、小学校のスポーツ少年団、中学校の部活動への積極的な参加も各学校で呼びかけているところでございます。

次に、指導者の確保と養成についてであります。このことは児童生徒の運動能力の向上には欠かせない課題であることは言うまでもありません。現在本町では、スポーツの分野で児童生徒の指導に携わっている指導者が139名おり、その中には教員を初め子供の保護者、地域住民などが多く含まれております。町としましては、将来にわたって長く指導に当たる人材を確保するとともに、専門的な知識や技術を持った有為な指導者の養成を目的としてスポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会を受講する指導者に対して受講料の助成を行っているところでありまして、本町では毎年数名の受講者を数え、資格を持った指導者が年々ふえている状況でございます。ちなみに、この講習会受講の助成につきましては管内のほかの市町村には見られない措置でございます。

また、少年団活動や部活動の指導につきましては、目先の結果だけにとらわれることなく、子供の意欲を引き出し、目的意識を持たせて取り組ませ、充実感や達成感を味わわせることが大切であります。そうした心の育成を大事にする指導者をスポーツ少年団本部やスポーツ推進委員の研修の場を通して広く育てていきたいと考えております。

加納議長
飯島議員

以上を申し上げ、飯島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。2番、飯島議員。

ただいま本町は、全道の結果平均から見たら上回っているというようなお話でありました。実際にこのサンプルというのか、調査のときの人数も全道で小学校5年生の男女、それから中学2年生の男女ということで北海道の中では3,000名ぐらいに絞られてやっていて、サンプル的に言うと少ない人数というか、ものがある、たまたまその結果が全道の平均よりは本町は上回っているよというようなことであろうかなというふうに思うのですが、実際に私が見ている範囲では本当にどんどん体力がなくなってくるというか、運動能力が落ちているというふうなふうに感じられます。この点について、もう一度少しお話をもっと詳しくというのか、ある面では詳しくというのか、内容も説明していただけるとありがたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

私から総括的な説明をさせていただきます、不足する部分がありましたら教育長にお答えしていただきたいと思います。

飯島議員指摘のとおり、私自身も昔に比べて子供たちの体力の低下を心配する部分はいろんな場で感じております。ただ、ご承知のように少年団活動を頑張っている子、それから部活動を頑張っている子供、士幌町内、人数的には他町村よりは多い子供たちがそういう少年団活動、部活動で頑張っておりまして、そういう運動機会の多い子が全体のレベルを上げているという部分で、先ほど答弁でもございましたようにそういうすごく活動を頑張っている子、運動能力を高めている子と全くそういう機会がない子の格差が開いているという点を前の調査のとき私は心配しました。私の記憶ですと、本当に全国平均を上回っている種目も結構町内ではあります。ただ、劣っている部分もありました。ただ、トータルで考えると要するに平均値では全国平均にやや近い数字であって、ただ運動機会が多くて体力、能力のすごくある子とそうでない子の二極分化、山が2つできるような部分に対する心配がございました。そういう状況判断をしております。

加納議長
神野
教育長

教育長。

全国体力・運動能力の調査の結果の詳細についてという質問でありました。飯島議員が言われたように、この調査につきましては平成21年には全国の小学校5年生、それから中学2年生については悉皆といひまして全員調査をしています。それ以外の年度については抽出調査ということで、5年生、中学2年生の約11%程度の抽出調査になっています。私どもが答弁をさせていただいたその内容の根拠になりますのは、平成21年の全員調査のときの本町の実態について答弁をさせていただきます。その中の小学校5年生であります、例えば少年団

活動を行っている比率が全道、全国よりもかなり高い比率になっていると。それから、毎日運動をしているという比率などについても当然のことながら全国、全道よりは高くなっています。しかし、その割には種目別に見ると劣っている部分があると。体格的には非常に高いといえますか、体格はいいのでありますけれども、運動能力その他については部分的に劣っているところがあるということがこの調査の中で言えるのではないかと思います。それは、中学生も同じような傾向を示しておりまして、いろいろな要素はあると思いますが、例えば生活習慣における睡眠時間ですとか、あるいは朝食をとる、テレビを見る時間が長い、短い、そういったことがこういった運動能力あるいは体力に影響しているのではないかというふうに思っています。こういった調査の分析をして、その考察を各学校に示して、各学校でそれぞれその内容をもとに体力づくりに取り組んでいっていただくように指導をしているというのが現状でございまして、その内容についてご理解をいただきたいというふうに思います。

加納議長
飯島議員

再質問ございますか。2番、飯島議員。

とりあえず今お話しになったことの中では、そんなにという数字は出てくるかと思うのですけれども、実際には運動に親しむ子供、運動から遠ざかっている子供というのは本当に二極化されていることは現実で、でもこれらのことはもしかしたら、もしかというのか、言い方はおかしいかもしれませんが、第5期の町づくり総合計画の中の現状と課題の中の1節の中に高齢者は年齢、体力に応じたスポーツ愛好者が多くなってきている反面、青年層のスポーツは趣味の多様化など愛好者が減っていることが危惧されるよということがこの中に入ってきています。多分この第5期は18年ぐらいからだったと思うのですけれども、この時点で多分青年層といえ、今でいえばもう6年、7年たっているわけですから、当然子供たちが生まれてということもあり得るかなというふうには思うのです。もしかすると、私のこれは推測なので、はっきり言うことはできませんが、青年層の趣味の多様化という言葉の中に多分学生時代にスポーツに対して楽しいという感覚が味わえなかったということがあるのではないかなというふうに思っているのです。そのことがもしかしたら、今その方々の子供さんが生まれても現実にスポーツに溶け込めない、どうしたらいいかわからない、転ぶときは頭からとか顔からとか、手もつかないとかいうようなことも現実に起こっているように随分見受けられるものですから、すごく心配をしています。もしそういうスポーツが楽しくないということを経験して育ってしまったら、やはりその後のことが非常に心配される部分が出るのではないかなというふうに思っています。今小学校、中学校が土幌町の場合では全道の平均を上回っているよということでありましたが、現実にもう少し年代を下げれば、その辺の子供たち

のスポーツ嫌いというのか、スポーツに対して全く対応ができないというのか、どこかでその辺を教えるというのか、指導するような機会がなければ、その子供たちがもし今の小学生、中学生になったときには全く運動が難しいということが起こり得るのではないかなということが危惧されます。

もう一つ、このことでお聞きしたいのは、今の保育所の子供たちというかな。低年齢でもいいですから、その子供たちが普通に生活ができる、そういうふうにするためにはやっぱりもう少し考え方を変えた指導者が出てこなければだめなのではないかなというふうに思うのですけれども、逆にそういう幼稚園であれば教育委員会が関係するかと思うのですが、その同じような年代の子供たちが今後スポーツが好き、すごく楽しいと思っていただけるような、そういうような取り組みをするにはどうしたらいいかということが、何か考え方をもちなのかどうかを聞きたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

今飯島議員がおっしゃられたことは、非常に大切な問題だと思います。私たち教育委員会、幼保一元化によってこども園とのかかわりがストレートな形ではなくなったと言われてはいますが、やはり大事な時期の子育てということで教育委員の訪問というのはこども園にも行って現場を見させていただいております。そのときに私が子供たちが体育館というか、一番広い部屋でさまざまな遊び及びスポーツ的なものを、いろんな種目をそれぞれの子供の興味に応じた場でやっているのを見させていただきましたが、飯島議員のおっしゃるとおり小さいときにスポーツの楽しさ、そういうものを味わうこと、やはり小さいときは遊び感覚とスポーツ感覚というのが一緒になったような、合体したような楽しみながら一つのスポーツのルールにのっとった遊びをやるということが子供たちのルールを守ることにもつながるし、体を動かすことの楽しさにもつながる、そういう親しむ場を小さい時期に与えてあげるといふことの大事さをこども園の様子を見て感じたのですけれども、今のこども園の現状ではそういう体を動かしながらスポーツ的なことを取り入れ、スポーツの楽しさを与えてくださっているなど感じて少しは現場の様子で安心はしました。ただ、それがまた少年団に行っても、少年団に入らない子供とかおりますので、いろんな機会を通して子供たちがスポーツに親しめる環境づくりという点で、今少年団の種目も限られておりますし、もっともいろいろな少年団活動を幅広くしていければと思っておりますので、子供たちがスポーツに親しむ機会をつくる観点からいろいろ検討をさせていただきたいと思っております。

加納議長

飯島議員、もう少し簡潔に質問のほうをよろしく願います。
再質問ありませんか。飯島議員。

飯島議員	もう少しお聞きしたい部分があります。先ほど運動に、小学校でも中学校でもいいのですが、運動に親しみづらいというか、親しむのが嫌いとかいう子供たちがいるということについては教育委員長もご理解いただいていると思うのですが、この子供たちを体を動かすことが楽しいというように思わせられるような、そういう指導をする機会というのか、場というのかな。居場所と言ったら怒られてしまうかもしれませんが、そういう場所が必要だと私は思うのですけれども、そういうことについては教育委員長はどういうふうにお考えでしょうか。
加納議長	教育委員長。
力石教育委員長	いろんな場があればいいなと思っております。その一つとして、中学においては体育で武道の必須化、それからダンスなども必須化になりまして、テレビなんかでいろんな報道を見ますと、そういう必須化になったことによって子供たちが楽しく取り組んでいるということもあります。小学校においてどういう形で、いわゆる運動が余り得意でない子供たちが運動に親しみを持てるようになる機会を与えるか。これは授業の中でもいろんな取り組みを先生方はやっておられますけれども、少年団活動の中でももう少し親しめる少年団活動がふえるのも一つでありますし、また全町的に先般飯島議員が資料を下さいましたコーディネーションのトレーニングですか。そういうものなどを通して体を動かすことを積極的にやろうという気持ちになるチャンスというものをつくっていければと思っております。
加納議長	まだありますか、大分。 (何事か言う者あり)
加納議長	では、この辺で1回休みたいと思えますけれども。 それでは、ここで昼食休憩を挟んで1時からまた再開いたしたいと思えます。ここで休憩いたします。
	午前 11時57分 休憩 午後 1時00分 再開
加納議長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 飯島議員、再質問があれば許します。
飯島議員	冒頭の教育委員長さんの回答の中にスポーツ推進委員の研修の場というような言葉が入っておりました。少しスポーツ推進委員ということについてお伺いをしたいというふうに思いますが、まずどのような役割だとか活動をされているのか。土幌町の場合に限ってでもよろしいですので、お答えいただきたいというふうに思います。
加納議長	教育長。
神野	スポーツ推進委員の役割という質問であります。委員の設置規則

教育長	<p>がございまして、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、それからスポーツの実技指導及び助言を行うこと、スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること、教育機関または行政機関の行うスポーツに関する事業または行事について、それらの求めに応じて協力すること。もう2つございまして、スポーツを推進するための施策について調査研究及び建議をすること、それから町民のスポーツの推進のための指導助言を行うことというのがスポーツ推進委員の役割というふうになっております。</p>
加納議長 飯島議員	<p>2番、飯島議員。 それでは、せっかくこういう大変大きな役割というのか、いろんな役割を持っているのですが、この方々がどのように研修されているのかをお聞きしたいというふうに思います。</p>
加納議長 神野 教育長	<p>教育長。 管内におけるスポーツ推進委員の研修会あるいは全道の研修会等に参加をしておりますし、スポーツ推進委員独自の活動としては会議を持ってスポーツの推進についていろいろ協議をするという機会を年に何回か持っています。</p>
加納議長 飯島議員	<p>2番、飯島議員。 それでは、今いろんな会議を持たれるというふうにお伺いしました。先ほど私が今の例えば幼児だとか小学生だとかのスポーツ離れに近い形の部分について、教育委員会も課題に上げているわけですが、スポーツ推進委員の方々はこの実態があるということに対してはどのような考えでおられるのか伺ったことはありますでしょうか。</p>
加納議長 神野 教育長	<p>教育長。 幼児に対するスポーツに係る実態などについては、町内実態あるいは町内のスポーツ大会、競技大会あるいは体連の取り組みなどなどについて、その協議の場でも話題になっておりますし、そういった中でその実態については承知をしているものというふうに思っています。</p>
加納議長 飯島議員	<p>2番、飯島議員。 話題になっているということは、やはりこういう課題があるということについては認識されているものというふうには思うのですが、具体的に今度はそういう対応策がどうすればいいのかとかというような検討というのはなされているのでしょうか。</p>
加納議長 神野 教育長	<p>教育長。 全体的なスポーツの推進ということでは、幼児からお年寄りまでのスポーツの振興を図るいろいろな施策について協議をしております。その中で幼児の部分については、特段その部分についての事業をどう持つかということについては、今まで私が記憶する範囲では具体的な内容についてちょっと協議、具体的な施策を行ったということは記憶してございません。しかし、ご承知のように体育連盟の各競技団体につ</p>

きましては、それぞれの競技団体がいわゆる幼児、キッズのための教室、陸上はもちろんでありますし、スケートあるいはサッカー、そういった競技団体がそれぞれ教室、幼児も含めた教室を開催をしているということで、そういった内容については当然スポーツ推進委員も承知でありますし、そういった取り組みを積極的に進めていきたいという考えを持っているというふうに思っています。

加納議長
飯島議員

2番、飯島議員。

もう少しスポーツ推進委員のことでお聞きしたいのですが、やはり私が考える範囲ではもう少しこういう協議のというか、会議の中でのいろんな課題を取り上げて、その課題に対してやっぱり対応をするという、そこまで役割だとか活動ができるような形にもなっているように見えるので、ぜひその辺のことはもう少し進んでいただけるといいなというふうに思います。それは、恐らくそのことによって教育委員会がまた新たな課題が出てくることもあるのかなというふうに思うのですが、そのための研修というのも単に研修しただけではなくて、もう少し研修した結果が生かされるような形が出ればいいのかというふうに思います。

そこで、スポーツ推進委員が実際に私が見ている範囲というか、活動しているのを見るのは町民駅伝のときの実際の役割というのですか、競技役員としてのことはよく見させていただいているのですが、なかなか普通の競技種目の中のきつと指導や何かはあるとは思いますが、そういうスポーツに対して余りかかわりたくないというのか、そういう方々に対する対応策もやっぱりスポーツ振興という一つの大きな目的になればあってもいいのかなというふうに感ずるのですが、この点はいかがでしょう。

加納議長
神野
教育長

教育長。

スポーツ推進委員でありますので、スポーツ全般、町のスポーツ全般について当然どう進めていくかということについては、中心的な役割を果たしていただかなければなりませんし、加えて各競技団体、連合体である体育連盟などとも十分その辺のところは連携を図りながら進めていかなければならないものだというふうに思っています。そういう意味では、今議員指摘のようなそういう体制が十分とは言えないというふうに私も認識をしておりますので、さらにその連携を図るよう進めてまいりたいというふうに思います。

加納議長
飯島議員

2番、飯島議員。

それでは、今年になりましてから全国で大変注目を浴びている運動方法があって、今年になりまして私もこのことを知りまして、この6月ぐらいから少しずつ勉強をしているところなのですが、その中のコーディネーショントレーニング、コーディネーション運動とかいうのがあります。この方法は決して競技者向け、もともとは競技者向けで

1世紀ぐらい前にドイツのほうで発案されたことだそうですが、日本に取り入れるというきっかけになったのは、やはり第一線の競技者向けの練習方法だけではなくて、どうも例えば幼児だとか、もっと障害者だとか高齢者だとか、そういういろんな特に競技スポーツにかかわっていなくてもその方々の健康だとかのことを大切にしようということのように見受けられます。

この方法では今……先ほどスポーツの楽しさのところでは達成感だとか爽快感だとかがきつと味わってほしいということをやっていると思うのですが、そのための方法で、まずやってみたいと思わせるような、そういうような取り組みをしようということで簡単な運動から本来の形、体のバランスだとかリズム感だとかを養おうということで、これによってスポーツの楽しさがわかるようにさせたいということが狙いなように聞こえました。先般やっていてそういうふうにしたわけですが、今までですと運動の能力が高いとか低いとかいうような話で大きくまとめていたのですが、どうもこの運動方法ではもう少し細かく能力を分けているように見えました。このことでもし知見というか、わかっている部分がありましたらお話をさせていただきたいと思います。

加納議長
神野
教育長

教育長。

過般私もコーディネーショントレーニングというものについて初めて紹介をいただきまして、その内容についていろいろ聞かせていただきました。全道的にも取り組んでいる町村が幾つかあるようでありますけれども、その内容については十分私も承知をしておりますので、この内容についてもう少し勉強をさせていただきたいというふうに思っています。

加納議長
飯島議員

飯島議員。

コーディネーショントレーニングというのは何かもう、私も2回ほど実際に体験をさせていただいたわけですが、その中で一番気になったというのか、よくわからなかった部分が目に見えてきたというのか、あれは速くきれいに正確にという言葉が一つのキーワードのように感じました。それで、もしかしたら逆転というのか、まず正確にやるということが必要で、それをきれいにやるのだよというのか、きれいに対応できるよと。それから、その次に来るのが僕は速くという言葉が来るのではないかなと。実際に体験してみて幼児たちと一緒にやってみましたら、子供たちができたことにすごく喜んでいるのです。もしかしたら、これってスポーツの楽しさを味わわせる最も大切な部分かなというふうに思っていて、何か今まで強制的にこうやってやれと言われて嫌々やってという子供が逆にこういう何か小躍りするぐらい喜んで、できたできたと喜べるという運動方法ってこれからの中ではもしかしたら使って必要なのではないかなというふうに思いました。

1つは、脳と神経回路を刺激してバランス感覚だとかリズム感を養うのだよとかいうことらしいのですが、そのことを持っている今の小さな幼児たちにもこれは十分生かせることではないかなというふうに思っていて、先ほど教育長がスポーツ推進委員の活動が十分ではないかもしれないという話も伺っていて、そういうふうにお感じであれば逆にいろんなことにも対応できる教育委員会であってほしいなということをお願いしているところです。このいろんな方法を知ると、こういうふうに言われていました。指導者の接し方、子供たちに対する接し方だとか、言葉のかけ方が変わるということです。だから、そういうような指導方法というのもこれからは必要なのではないかなというふうに感じていますので、ぜひある面ではこの部分を考えてというか、実際に対応するのではなくてもいいですから、まずはどういう方法なのかをしっかりと見きわめてほしいと思うのですが、この点いかがでしょうか。

加納議長
神野
教育長

教育長。
先ほども申しましたように、このコーディネーショントレーニングなるものについて、もう少し詳しく私どもも知らないといけないというふうに思いますし、スポーツ全般を推進していく上ではスポーツ推進委員の役割は大変重要でありますし、加えて先ほども申しましたけれども、競技団体である体連の皆さんとも十分協議をしながら連携を深めながら本町のスポーツを振興していく手だてを考えていかなければならないというふうに思っています。体連会長である飯島議員にもまたそういった面でいろいろ支援を賜りたいというふうに思っています。よろしくお願い申し上げます。

加納議長
飯島議員

2番、飯島議員。
これは、ちょっと私の思いつきなのでありますが、1度参考にしていただければありがたいとお話したいというふうに思います。青年層のスポーツ離れというのか、本業も忙しくてなかなか十分ではないかもしれないのですが、例えば縄跳びのようなものであれば1日のうちで10分間だけ縄跳びするぞとか、こういうのをみんなでやろうやとかいうような話がもしあったとすれば非常に縄跳びも多分、私も運動のエネルギーがどのぐらい使われるかはちょっとまだ調べていないのですが、恐らく縄跳びって結構10分間跳び続ければかなり汗をかき、ある面では運動量としてもある程度はあるのではないかなということも予想できます。ぜひその点について考え方をというか、一つの方法として検討いただきたいなということをお願いしたいというふうに思います。

あと、もう一点なのですが、よく私もずっと言われ続けて、この体だんだん太ってきてあれなのですが、運動と仕事は違うぞという話がされていました。この点については、なかなか説明をしてこういう理

由で運動とあれは違うのだよということには言われていないのですが、
こういう点も少し1回調べていただいとつか、調査していただいと、
町民に健康に恵まれるとつか、健康になれるように進めてもら
いたいなとつか思うています。私の単なる個人的な考え方なの
ですが、何回か体を動かしてスポーツの体験をしてると、少し体重
が減ってきたのです。これは、もしかしたら日常で仕事で汗をかくこ
とがあってもなかなか体重が減らなかったのに、運動をするというこ
とは何か違う部分があつて、仕事とは違うのではないかとつかのが今
感じています。ぜひ課題としてできれば捉えていただきたいなとつか
思うています。

最後に要望なのですが、やはりいろんな面でスポーツの振興だけと
つか、スポーツの振興とつか言葉だけではなくて、スポーツが余り得
意ではないとつか思うている方々が逆にスポーツとつか
つか、体を動かすことが好きになるような、とつか思うてような取組みが
これからなされることを期待して私の質問を終わらせていただきたい
とつか思います。ありがとうございます。

加納議長 答弁はいいですか。答弁要りますか。
(何事か言う者あり)

加納議長 それでは、以上で飯島勝議員の質問を終了いたします。

質問順位5番、細井文次議員、BSE(牛海綿状脳症)の検査緩和
について町長に質問を行います。

細井議員 それでは、私はBSEの検査緩和についてお伺いをいたしたいと思
います。

内閣府食品安全委員会は本年9月、BSE対策による米国産牛肉の
輸入規制について、現在の月齢20カ月以下から30カ月以下に容認する
案をまとめました。このことにより、食肉処理場で義務づけられてい
るBSE検査対象が月齢21カ月から月齢31カ月に引き上げられること
も考えられます。本町は、農業生産に占める肉牛部門は大変大きな値
を示しております。消費者に対して安全、安心を付加する上でBSE
検査は重要と考えます。安易な基準の見直しは行うべきではないと考
えますが、町長の所見をお伺いいたします。

加納議長 町長、答弁をお願いいたします。登壇願います。

小林町長 それでは、細井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

まず、BSEについてでありますけれども、国内においては平成13
年の9月に初めて確認をされたところでありましてけれども、当時は原
因となり得る肉骨粉が国内で流通しているということと、牛の月齢を
正確に確認することができず、屠畜場では脊髄をつけたままでの背割
りなども行われており、特定危険部位により枝肉が汚染される可能性
があるなどの問題が指摘をされたところでありまして。国民の間から強

い不安感があったことから、国では緊急の措置として同年の10月から全頭検査をしたところであります。その後、国内では肉骨粉の国内流通が完全に禁止になったこと、あるいはトレーサビリティ体制が整備されて固体の識別や月齢確認が可能になったことから、平成17年に内閣府の食品安全委員会の答申を受けて省令を改正し、検査対象月齢を21カ月以上として、3年間の経過措置を経て平成20年7月から国費補助を打ち切ってきたところでありますけれども、消費者、生産者、さらには食肉流通関係団体からは検査していない牛肉への不安あるいは牛肉が売れなくなることへの不安から全頭検査継続の要請活動があって、北海道においても国費打ち切り以降も道の単独事業で20カ月以下の屠畜牛の自主的な検査を継続しているところであります。

厚生労働省では昨年12月、BSE対策を開始して10年を経過することから、国内措置及び国境措置を見直すこととし、内閣府の食品安全委員会に再評価を諮問をして本年10月に答申を受け、国内措置では検査対象月齢にかかわる規制閾値が20カ月齢の場合と30カ月齢の場合のリスク差はあったとしても非常に小さいということと、人への健康影響は無視できるということと、また国境措置では米国などからの輸入牛肉について対象月齢を10カ月引き上げ、30カ月月齢に緩和してもリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという、こういう内容でありました。これを受けて厚生労働省では来年4月から検査対象月齢を緩和する方針を決め、検査を免除する月齢を現行の20カ月以下から30カ月以下に引き上げることで現在一般からの意見公募を行っているところでありますが、この検査対象の緩和に伴い、国庫補助の対象も21カ月以上から31カ月以上に縮小される可能性が高いことが予想されるところであります。

北海道の食品衛生課によりますと、BSE検査に関する本年度予算は国庫補助も含めて約1億4,000万円ということでありまして、補助が縮小されることによって約2,000万円の道としての負担増があるという試算がされているところであります。北海道では先月19日に北海道食の安全・安心委員会に牛肉の生産者団体、流通団体、消費者団体、獣医学の専門家で構成されるBSE専門部会を新たに設置し、議論を開始したとの情報を得ているところであります。

私といたしましては、ただいま細井議員からもお話があったとおり食は生命の基本であり、日常の生活の中で安心して安全な食品をとることは心身の健康を維持するための根幹であり、BSE問題については人々の健康に係る重要な問題と認識しており、安全性を最優先に検討されるべきものと考えているところであります。また、同時に輸入牛肉に関してはこれまでも特定危険部位の脊柱がまざって出荷されるなどの輸入条件の違反や海外でのトレーサビリティ制度の状況についても懸念をいたすところでございます。土幌町における肉用牛飼養頭

数は、本年2月時点で5万2,000頭で北海道の約1割を占めているところであり、しほろ牛肉として全国に出荷されているところでもあります。この緩和がされることにより、国民の健康は本当に守られるのかという、牛肉の消費低迷を来し、肉牛生産に影響を与えるのではないかという危惧をしているところでもあります。特に都道府県ごとに検査基準に差があった場合、安心、安全の評価にもつながり、産地間の格差拡大につながるものと認識をしているところでもあります。

内閣府の食品安全委員会では、本年9月11日から10月10日までの間、BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審査結果について意見、情報の募集についてパブリックコメントを行ったところでもありますけれども、寄せられた意見は414通というふうにされているわけでもありますけれども、その中では輸入拡大を重要視すべきであるとか、30カ月以上の月齢規制を早急に審議すべきとの意見もあったところでもありますけれども、多くは規制緩和反対、米国のBSE対策が不十分、BSEの発症原因や伝達のメカニズム等の科学的検証が不十分、それからリスクコミュニケーションが不十分などの意見が圧倒的であったにもかかわらず、規制を緩和しようとしていることについては非常に疑問があるところでもあります。検査のあり方や輸入牛肉の月齢制限緩和などに関しては、安全、安心を第一に考えて消費者や生産者など広く国民の理解を得た上で対応していくべきであり、細井議員のお考えと同様に安易な見直しは行うべきではないと私も考えているところでもあります。

厚生労働省では、11月20日から12月19日までの間、BSE対策の見直しに関する意見募集を行っているところでもあります。北海道におきましても北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会において今後パブリックコメントを予定しているというふうにお聞きしているところでもありますし、国や道に対して多くの皆さんから意見を出していただくよう周知をしまいたいと存じます。

以上、細井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
細井議員

再質問があれば許します。5番、細井議員。

詳細にわたる、2ページ半にわたる長い回答書をいただきまして、ほぼ私が質問をしたところは完全に網羅されているような状況ですけれども、せっかくの機会ですから大きく3つの点についてこれからお伺いをしたいと思います。

BSEは、肉骨粉などが牛の飼料にまじって感染するようになっておりました。しかし、この飼料の規制によって世界的にもほぼ撲滅状態になっており、特定危険部位の除去によって人の健康へのリスクは無視できると食品安全委員会は示しています。しかしながら、このBSEはまれに自然発生するBSE、非定型のBSEも存在しております。主にこの非定型は高い年齢、高い月齢の牛に発生するBSEであると

いうふうに確認をしております。この中で、なぜBSEがこれだけ恐ろしいものなのか。これは、BSEから人が感染するクロイツフェルト・ヤコブ病という病気であります。この病気は非常に恐ろしい病気で、たしか日本国内でも年間100人前後の方が発症する病気だそうです。この病気は潜伏期間が非常に長く、大体5年から13年ぐらいの潜伏期間があって、発症するとほぼ1年ほどの間に限りなく100%に近い方が亡くなられるという、それと同時に特効薬のようなものも今はないという非常に恐ろしい病気だそうです。ですから、前年100名の方が発症すれば次の年、大体100名に近い方がお亡くなりになるという非常に人間に牛のBSEから感染するこのヤコブ病は大変恐ろしいものだというふうに報告がなされております。

しかしながら、このリスク、今回の安全委員会ではリスクの差はあったとしても非常に小さいと。一番問題なのが人への健康影響は無視できるということ、この言葉を言い換えれば感染して死亡することもあるが、ごくまれなので無視してしまおうと、何かそのように私は感じてしまいます。先ほど町長の答弁の中にも年間に1億4,000万円でしょうか、さらにはプラス2,000万円の検査にかかわる費用がかかると。この1億円以上のお金が高いのか。数名の方が亡くなっても無視してしまえというふうな非常に恐ろしい考えになってしまうのではないかとこのように思っております。食品安全委員会のこのような表現、出した見解について町長はどのように思われるかお聞きしたいと思います。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 私も細井議員と大体同じで、人の命、健康にかかわる問題がリスクが小さいという表現の仕方は極めて私も遺憾でありまして、今回のいろんなパブリックコメント等々の中でもやっぱり国がきちんとした科学的根拠で安全基準を示すということが極めて私は重要だというふうに思うところでありまして、そういうふうにお答えをさせていただきますけれども、もう一点、お金の面で今お話をしたのですけれども、1億4,000万円というのは北海道における経費ということでご理解をいただきたいと思っております。

加納議長 5番、細井議員。

細井議員 それでは、実はBSEというのは今年もたしかアメリカで発生をしております。これは30月齢、30カ月を超えた雌牛でアメリカでは確認されております。近々では、実はたしか8日の日にブラジルでBSEが確認されたと。これも13歳の雌牛だそうです。かなり年齢は高い雌牛で、このようにBSEというのは世界的に見れば発生がやっぱりある。当然先ほどのヤコブ病のように人間への感染もやっぱり心配されるということでもあります。

北海道は、BSEの専門部会を設置して議論を始めたということで

ありますけれども、町長のお答えの中にもありましたが、本町は飼育頭数が人口のおよそ9倍でしょうか。5万2,000頭を超える道内屈指のやはり肉牛の生産地であります。このように肉牛、安価でおいしい肉牛の生産とともに、生産している現場では安全、安心も同時に生産していていると思われます。このような中で、この生産者の方々がBSEの問題についてどのようにお考えなのか。そして、こういう心配がある中で、非常にやっぱり心配のある中で日ごろ生産をしていく、生産に励んでいる、またこのような中でやはり生産者の声も、中央に対して一大産地として頑張っておられる生産者の声も届けていかななくてはいけないのではないかと。先ほどの安全委員会のお話のように多少のリスクは無視してしまえとか、そういうふうな形で決して生産者の方は生産はしていない。絶対このような危険な食肉は出さないのだというふうに、そのような中で生産しているのだと思います。日本のトレーサビリティ制度、畜産関係だけではなく畑作も当然ですし、ましてやこの肉牛だとか乳牛の固体識別番号制度というのは、世界の中でもかなり厳しく日本は世界に誇れる固体管理の制度をとっていると思います。このような中から、やはり生産者の皆さんの声もこの食品安全委員会に届けるべきと、生産現場から届けるべきと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

今回は、その検査基準を緩和するという中にはいろんな検査のあれもあるのですけれども、1つは来年1月でOIEの清浄国という条件を満たすということも大きな動きになっているところでありますけれども、そのことによって今回20カ月から30カ月になることによって財政負担もやれば、今は全国的に都道府県単位で全頭検査をやっているわけでありまして、財政の部分を考えればやらない県とやる県が出た場合に、やっぱりやらない県の肉については買っていただけないという、そういう問題もあるということが危惧されるのでありますけれども、高橋組合長にもいろいろお話を聞いているのでありますけれども、本州の場合は頭数が少ないので、仮に国の基準が変わって自治体負担になっても金額は何百万円と小さいのでありますけれども、北海道では現在でも1億4,000万円で、30カ月になると先ほど申し上げましたようにさらに2,000万円道の負担がふえるということでありまして、そういう面では道も財政も含めてどうかという今回の定例議会の中でも議論がされているようですけれども、まだ道のどうするかという見解が示されていないのでありますけれども、そうすると今後財政の負担の仕方も含めて恐らく議論になっていくのではないかと。いうふうに思っているところであります。いずれにしても、私ども先ほど申し上げましたとおり生産地でありますから、ぜひ全頭検査というのは、食品については安全の基準が厳し過ぎても厳し過ぎるとい

うことはないのだというふうに思うところですから、ぜひこれが継続されるよういろんな面で意見反映をしていきたいというふうに思うところであります。

加納議長
細井議員

5番、細井議員。

最後の質問にさせていただきますけれども、本日の一般質問におきまして清水議員がTPPのことについて質問をされましたけれども、TPPはご承知のとおりどうも例外なき関税の撤廃ばかりが前面に出てしまって、ほかのことはちょっと隠れているのですけれども、実は例外なき関税の撤廃の裏側にこの規制緩和という部分もTPPは存在しております。実際アメリカと韓国のFTAの中では肉牛の30カ月齢の規制の撤廃ですとか、それからもう一つ、これは牛肉の部門だけですけれども、牛成長ホルモンや、それから多種類の抗生物質の使用も認めてくれ、それからもう一つ、くず肉を接着剤のようなものでつなぎ合わせて安価なステーキ用の肉にする、それも認めてくれというふうにアメリカは韓国FTAの中では交渉を進めている模様であります。この最初の30カ月齢の撤廃ですとか、3番目のまきにくず肉を接着剤で固めて安価なステーキ用の肉を提供するなんていうことは、これは本当にBSEの問題に直結するような部分ではないかと非常に危惧するわけであります。BSEの感染リスクが高まる中で、さきの質問でも述べましたけれども、リスクは小さいといえどもリスクがあるほうへ話を進めていくということはやはりおかしいのではないかと。このリスクがゼロになるまで、多少それは全頭検査となれば先ほど町長おっしゃいましたけれども、北海道のようにたくさんの肉牛の全頭検査となれば、それは経費は莫大なものがかかる。でも、安心して安全でおいしい牛肉を提供するということでは、これはやはりどうしても通らなければならない道ではないかというふうに考えております。

今回私の質問はTPPの問題ではありませんけれども、農民が反対しているTPPの中の規制緩和に、ましてや今回国内みずからが、国内のこの食品にかかわる委員会がみずからが規制の緩和に向かって突き進んでいくことが非常に私は大きな違和感を感じているのも正直なところなんです。この部分について、最後に町長にお伺いして質問を終了したいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

ただいま細井議員から申し上げられた今回のTPPの緩和条件の中で、1つは残留農薬の問題だとか、それから遺伝子の組み換えの表示の問題とあわせて牛肉の輸入牛の規制緩和を20から30にしていくという、そういうことも入っている。本来は貿易とは、関税とは関係ない部分でそういう要求で、これは従前からアメリカから日本に要求されているもので、そういう基準で言われているわけでありましてけれども、私もとんでもないという話だなというふうに思うところあります

し、そして今いろんな形でアンケートをとっている中でもこの部分についてアメリカに従う形で変えるのではないかという随分大きな疑問もあるわけでありますから、そういう面ではやっぱり食にかかわっては安全性を基準としてきちんと制度化されるべきでありますし、もう一つは国内の農業生産が確保されるように国としてはそういう努力をすべきだというふうに思うところでありますし、今回の牛肉の件でありますけれども、そういう面では私ども生産地の首長としてしっかり話をしていきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

加納議長 以上で細井文次議員の質問を終了いたします。

質問順位6番、和田鶴三議員、水道料金の算定について町長に質問を行います。

和田議員 最後の質問者として、私は水道料金の算定についてお伺いをいたしたいと思えます。

水道料金の算定は現在4段階に分かれ、家事用、業務用、営農用、臨時用となっています。基本料金は8tまで1,500円、4t以下の家庭は半額の750円となっており、家事用、業務用についてはそれぞれ1tにつき170円が加算されます。営農用につきましては、以下9tから100tまでが1tにつき90円、101tから200tまでは1tにつき70円、201t以上につきましては50円の加算となっています。臨時用は、ちなみに1t300円でございます。検査は、家事用、業務用とも業者委託で毎月定期的に検針されています。しかし、営農用に限っては3カ月ごとの検針で水道料は各月の使用量を均等として算定しています。しかし、営農用の区域内には単身者または独居の方も居住しておられます。検針日が毎月でないことから、4t以下かどうかの確認ができないため利用者は実際より高い使用料を払わされているという苦情が出ております。何人であれ、使用料は実際に使ったものに対して払うものであり、いささかも見逃してよいものではありません。改善すべきと思われませんが、町長の所見をお伺いしたいと思えます。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、本町の簡易水道の料金につきましては、土幌町水道事業給水管理条例に基づき料金徴収を行っているところであります。このうち簡易水道料金の区分につきましては、ただいま和田議員が申されておりますように4区分に分けられ、それぞれの基本料金と超過料金が定められているところであります。この料金設定のうち、家事用につきましては比較的使用水量の少ない方のために平成16年の土幌町簡易水道料改定時に1カ月の基本水量等が8m³までが1,500円という料金でありますけれども、4m³以下の利用者にかかわっては基本料金の半額である750円とする料金設定を新たに設けたところであります。

次に、この水道料金の算定基礎となります使用水量の水道メーター検針についてでありますけれども、市街地域は1カ月ごと、農村地域については3カ月ごとに検針を行い、それぞれ使用量の水量の確認を行っているところであります。このうち、1カ月ごとのメーター検針地域はメーター数値が1カ月の使用水量となるところでありますけれども、3カ月の検針地域は全ての方がメーター数値の使用水量を3カ月均等として1カ月相当の使用水量を算定して使用水量全体で水道料金の計算を行っているところであります。

和田議員が指摘の営農区域内での検針日が毎月でないことから、月ごとに4m³以下かどうかを確認できないため、利用者は実際より高い使用料を払わされているという指摘なのでありますけれども、営農地域の利用者が家事用区分で3カ月の使用水量が12m³までは家事用基本料額の半分である750円を3カ月とも適用して料金を算出しているところであります。しかし、3カ月の使用量が12m³以上の場合には基本水量等8m³までの1,500円を3カ月とも適用する料金算定となっております。これは、3カ月ごとに検針を行う地域の全ての利用者に使用量に対して料金算定を行っているところであり、基本料半額に該当する方のみ特別な算定方法を適用しているものではありません。

水道料金につきましては、先ほど申し上げましたように給水管理条例に基づいて行っているところでありますけれども、全ての地域で使用水量メーター検針を毎月実施することにより、1カ月当たりの推定でなくて実際の使用水量で算定をするところでありますけれども、そのことにより営農地域は3倍に近い費用であるとか事業量がかさむことになり、その分だけ水道料金の増嵩にもつながるといふことになるところであり、当面は現状の料金算定で対応してまいりたいと存じますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
和田議員

再質問があれば許します。10番、和田議員。

今町長から答弁をいただきましたが、営農用は大量に利用することから超過料金についても家事または事業用の区域の方より安くなっていると思います。営農用の利用をしている方については、大量の利用から3カ月ごとの検針でも問題はないというふうにして私も思いますが、ただ単身だとか独居の方は3カ月の検針により12tになった段階で1,500円ということで高い水道料を支払わされていると思いますが、この件についてはどのように考えますか。

加納議長
小林町長

町長。

いろんなケースがあるのでありますけれども、3カ月単位にするから高いという和田議員の質問でありましたけれども、逆もあるのではないかと思うのです。例えば3カ月で5m³、4m³、4m³となったときについては月ごとでいくと3,000円ですよね。それから、3カ月

でやると13m³になれば4,500円になるのでありますけれども、逆に5m³、4m³、3m³の場合ですと月ごとでいくと3,000円は変わらないのですけれども、3カ月単位でやると2,250円になるということから、ケース・バイ・ケースで逆、全てが高くなるわけではなくて安いこともあるのではないかというふうに思うところであります。それから、ちなみに3カ月の営農用水地域が全体で239件なのですけれども、それから3カ月当たりで13m³くらいになる人がひょっとしたら上がるかという可能性があるのでありますけれども、13m³、14m³で20件なのですけれども、それを4カ月で割ると大体5戸くらいの方がその可能性としてはあるのかなというそんな状況であります。

加納議長
和田議員

和田議員。

今いろいろなケースということでおっしゃいましたが、水道料を値上げするときには低水量しか使用しない方に対しては軽減を図るという意味で、あのときは確かに月額4t未満の方については軽減策を導入するというにはなっていました。これは、農村についても市街についてもそのときにうたっていたかどうかということについては、私はちょっと認識していなかったものですから、それで検針料の裏面に書いてあるのですが、今町長からおっしゃられましたように農村地域については3カ月ごとということなのですが、こういうことからしますとそこにたまたま水はそんなに使わない、そしてたまたま12tぎりぎりだったというような方についても同じように1,500円ずつ徴収をしなければならないということなのですよね。そして、先ほどの答弁の中にも検針を考えますとコストが非常に高くなるというような形があるわけですが、一人一人の払われる方の水道料を考えますとコストのことは二の次ではないのかなというふうにして思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、お願いします。

先ほど言ったように、全て高くなるということなのでありますけれども、正確には1カ月やるのがより正確なのだと思っておりますけれども、ただ実態からいくと必ずしも高くなるわけではなくて安くなる場合もあるという、そういうことでご理解をいただきたいと思うのでありますけれども、費用を試算をしますと全て営農地域も例えば毎月やるということになりますと年間で大体100万円ぐらいの経費増になるというふうに言われているのでありますけれども、そういうことからすると、それは経費の算定、5年ごとに経費の見直しをやるわけでありましてけれども、それは費用により逆に水道料金にはね返るわけですから、状況としては3カ月でやることに対して和田議員のおっしゃるようなことがあるのかもしれませんが、当面はそういう実態からすると現行料金の方向で実施をしていきたいということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員 いかんせんこの水道料金は条例によって決められ、その上に立って算定をするということになっておりますので、一番いいのは条例を改正すれば一番いいことなのですが、条例を改正する前に何かいい方法はないのかと。それで、例えばの案なのですが、全体では12tを超えたとしても個々に自主申告ということで、いずれは3カ月目には検針をするわけですから、その高く算定している月はいつといつなのかということがそこで出てくるのではないのかなというふうにして思うのです。そういうことからすると、検針のほうでもそれぞれしなくても自主申告でしていただいて、最後に調整で3カ月目で料金をいただくというような形をとってはどうかのかなというふうにして思いますが、その点についてはどう考えますか。

加納議長 町長。

小林町長 先ほど申し上げましたように、必ずしも上がるということではないのだらうと思えますけれども、そういう議会の場で指摘があったわけですから、私どもとしてちょっと実態を1度チェックをしてみることです。

それと、12m³というお話で、12tというお話があったのですけれども、水道料金は全て切り捨てにしますので、実際には12.9tまでは12tと同じ扱いだということでそこはご理解をいただきたいと。ですから、3カ月のトータルが13tになって初めて1,500円になるという、そういうことですからほとんど、若干超える範囲であれば12m³の範囲内で、750円の範囲内になっているということをご理解をいただきたいと思えますけれども、きょうこういうことで指摘がありましたので、何らかの形でちょっと私ども点検をしてみるという、実態を調べてみるという努力はさせていただきたいと思えます。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員 今検討してみるということですので、ぜひそういう方が農村の地域でどれぐらいの方、私は何人ぐらいいるのかということは調べているわけではないのですが、その部分を調べていただきながら、一人でも多くの人をそういう検針ができないということで谷間に落とされることのないようにしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

加納議長 和田議員、終わりですか。

和田議員 それに対する答弁をいただいて。

加納議長 町長、答弁いいかな。

小林町長 先ほど申し上げたのでありますけれども、3カ月で13m³あるいは14m³になるという戸数が実数としては大体5戸くらいですから、最大いっても5戸以内なのだらうというふうに思えますけれども、その5戸のうちふえているのか、高くなっているのか、安くなっているのか

和田議員
加納議長

わかりませんが、対象になるこの範囲の可能性があるというのは5戸くらいだというふうに認識しているところであります。

終わります。

和田鶴三議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。

日程は全て終了いたしました。

次回は12日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 1時59分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員